

平成28年第2回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	2
	(1) 開会の宣告	2
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第12号及び第13号の 提出	3
	(7) 提案理由の説明	3
	(8) 承認第1号の説明、採決	5
	(9) 承認第2号の説明、採決	7
	(10) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決	8
	(11) 議案第12号の説明、採決	14
	(12) 議案第13号の説明、採決	15
	(13) 閉会及び閉議の宣告	17

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第7号

平成28年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年6月24日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日時 平成28年7月26日(火) 午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

平成28年7月26日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成28年7月26日 午後2時30分開会、午後3時36分閉会

## 5 応招議員

6番 湯座一平君	7番 大和田昭君	8番 馬場有君
11番 野地久夫君	12番 大和田博君	13番 片平秀雄君
14番 古川庄平君	15番 下山田和雄君	16番 佐々木清一君

## 6 不応招議員

1番 品川万里君	2番 清水敏男君	3番 山口信也君
4番 仁志田昇司君	5番 馬場孝允君	9番 目黒章三郎君
10番 植村恵治君		

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林香君	会計管理者	川村栄司君
事務局長	栗山哲君	事務局次長	蓬田慎一君
総務課長	大勝宏二君	業務課長	二階堂恵一君
代表監査委員	松野孝司君		

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第12号及び第13号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 認定第 1号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第13号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

議長(野地 久夫君) ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「平成28年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

この際ご報告いたします。

品川萬里君、清水敏男君、山口信也君、仁志田昇司君、馬場孝允君、目黒章三郎君、植村

恵治君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時31分)

## (2) 諸般の報告

**議長(野地 久夫君)** 日程第1、「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成28年4月19日に、齋藤邦夫君が任期満了となりました。

これにより、平成28年4月15日告示の補欠選挙が執行され、古川庄平君が当選されました。

平成28年5月2日付けで、長谷川元行君より辞職願が提出され、平成28年5月17日付けでこれを許可いたしました。

これにより、平成28年5月25日告示の補欠選挙が執行され、大和田博君が当選されました。

## (3) 議席の指定

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された大和田博君の議席を12番、古川庄平君の議席を14番に指定します。

## (4) 会議録署名議員の指名

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に8番 馬場有君、14番 古川庄平君を指名いたします。

## (5) 会期の決定

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## (6) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第12号及び第13号の提出

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第5「承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第12号及び第13号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

## (7) 提案理由の説明

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、議案第12号及び第13号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（小林 香君）** 本日、ここに、平成28年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が2件、平成27年度決算に係る認定が2件、平成28年度補正予算に係る議案が2件の、合わせて6件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、後期高齢者医療制度について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、今後も高齢者の医療費の増加が見込まれる中で、持続可能な制度としていく必要があります。

国においては、更なる増加が見込まれる高齢者医療費について、保険料軽減の見直しや後期高齢者の窓口負担のあり方など負担能力に応じた公平な負担について検討が進められており、平成29年度にかけて段階的に後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入を行うとともに、低所得者等に対する保険料軽減特例措置についても、平成29年度から段階的に縮小の予定となっております。

また、一方では、保険者による予防、健康づくり推進、医療費適正化等についても、今まで以上に積極的な取り組みが求められております。

このような状況の中、全国の広域連合で組織する協議会では、6月に厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営が図られるよう国による財政支援の継続や拡充、運営体制のあり方の検討などを要望したところでございます。

本広域連合といたしましても、今後の国の動向を注視し、国に対して本県の実情を踏まえた現場の意見を申し上げて参ります。

次に、被保険者の健康の保持増進のための取り組みについて申し上げます。

データヘルス計画に基づく保健事業については、昨年度の事業評価を踏まえ、健康診査の受診率向上に向けて市町村と広域連合との連携を強化する一方、重症化予防事業など新規の事業にも取り組むことにより、被保険者の健康意識の啓発、健康状態の把握、重症化予防により、生活の質の維持・改善に努めているところでございます。

次に医療費の適正化の取り組みについて申し上げます。

あんま・マッサージ等にかかる療養費の不正請求については、全国的に問題となっているところであり、本県においても昨年、はり・きゅう施術の不正請求事案が発生したところであります。

不正請求の防止は喫緊の課題でありますので、今年度から療養費の請求内容のデータベース化等を行うことにより、迅速に請求内容の点検を行い、請求誤りの是正と不正等の未然防止に取り組んでいるところであります。

また、後発医薬品の利用促進、被保険者への医療機関等の受診状況の通知など、医療費の適正化に引き続き取り組んでいるところであります。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、適正な医療費の給付と医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、職員の給料及び諸手当の額を改定するため、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、東日本大震災に係る保険料の減免について、平成28年分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたため、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例について、所要の改正を行うため、前号同様に専決処分をし、承認を求めるものでございます。

認定第1号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

認定第2号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

議案第12号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,577万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,142万5千円とするものでございます。

議案第13号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81億9,285万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,477億6,836万3千円とするものでございます。

以上、6件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

## **(8) 承認第1号の説明、採決**

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第7「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（栗山 哲君）** それではお手元に定例会議案書とA4版横の資料1の議案説明資料をご準備願いたいと思います。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、2ページに記載の「専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案書につきましては1ページから6ページまで記載しておりますが、内容につきましては、こちらの資料1の議案説明資料にてご説明申し上げます。

恐れ入りますが資料1の1ページをお開き願います。

改正の趣旨であります。本広域連合においては、給料表は福島市、職員手当については福島県に準じておりますが、福島市及び福島県において給料表等の改正がありましたことから、所要の改正を行ったものであります。

主な内容ですが、1の給料表の平均給料月額を平均0.3%引き上げるものであり、平成27年4月1日から適用させるものでございます。

次に2諸手当額等の改定につきましては、通勤手当額につきまして、自動車等の月額限度額を52,500円から46,500円に引き下げるものであり、施行日は平成28年4月1日からでございます。

また、勤勉手当の年間支給月数を1.5月から1.6月に引き上げるため、平成27年12月については0.85月とし、平成28年6月以降については0.75月から0.8月に改めるものです。平成27年12月1日から適用させるものでございます。

次に3の地方公務員法の一部改正に伴う改正につきましては、引用条項の移動については、本条例の根拠法として引用している地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に移動したことに伴い改正するものであります。

また、等級別基準職務表を規定については、これまで規則で定めていた等級別基準職務表について条例で規定することとなったことから改正するものでございます。施行日は平成28年4月1日です。

資料の2ページから新旧対照表でございます。

なお、広域連合職員は派遣元との協定により、原則として派遣元の規定に基づいて給料等は支給されております。

地方自治法第179条第1項により、平成28年3月29日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第1号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、承認第1号の質疑を行います。質疑なさる方ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なしと認めます。これをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論なさる方ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

#### (9) 承認第2号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第8「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** それでは議案書の7ページをお開き願います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、8ページに記載の「専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案書は7ページから9ページまで記載しておりますが、説明につきましては引き続き資料1の議案説明資料にてご説明いたします。

お手数でございますが資料1の10ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨であります。国から平成28年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたことから、所要の改正を行ったものであります。

主な内容としましては、保険料減免の適用期間を平成29年3月31日まで延長するとともに、2に記載しておりますが、平成28年度上位所得層の保険料減免の取扱いをまず始めに、(1)平成26年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯のうち、平成28年度において上位所得層に属する被保険者は、平成28年度は減免の対象としない。

次に(2)平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に居住していた世帯のうち、平成28年度において上位所得層に属する被保険者の保険料は、平成28年9月分までに相当する月割算定額を減免するというものであります。

続きまして3減免申請の期限の特例につきましては、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合の申請期限の特例を規定するものです。

また、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の申請期限も同様に改正するものでございます。

11ページから14ページは新旧対照表でございます。

地方自治法第179条第1項により、平成28年7月1日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第2号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、承認第2号の質疑を行います。質疑なさる方ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なしと認めます。

これをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論なさる方ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

#### （10）認定第1号及び認定第2号の説明、採決

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第9「認定第1号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第10「認定第2号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がございますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（栗山 哲君）** それでは、議案書の10ページをお開き願います。

認定第1号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。説明につきましては資料2の別冊「議案説明資料 平成27年度各会計歳入歳出決算書」にてご説明いたします。

資料2の決算書の4ページをお開き願います。

各会計の歳入歳出決算一覧表であります。

合計の欄をご覧いただきたいと思っております。

一般会計・特別会計合わせまして、収入済額2,516億7,247万9,139円、支出済額2,400億6,555万3,500円、差引残額116億692万5,639円となっております。

それでは5ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算書であります。

まず、歳入でありますが一番下の歳入合計の欄をご覧下さい。

予算現額7億2,919万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに7億2,920万5,618円で、予算現額との比較で、9,618円の増となったものであります。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございますが一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額7億2,919万6,000円に対しまして、支出済額は6億8,797万2,122円で、不用額が、4,122万3,878円となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は欄外に記載のとおり4,123万3,496円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、7ページをお開き願います。

一般会計の決算事項別明細書であります。

まず、歳入ですが、8ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧ください。

款毎に申し上げます。

1款分担金及び負担金 6億8,647万8,000円は、構成市町村からの負担金で、制度を運営する上でかかる共通経費の費用です。

2款国庫支出金は、平成26年度までは低所得者等の保険料軽減に係る特別対策費用が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付されておりましたが、交付金の受入れ処理方法の変更により、平成27年度からは特別会計で受け入れることとなったため、一般会計での歳入がありませんでした。

3款財産収入90万3,272円は、借上げ公舎入居料等でございます。

5款繰越金 4,154万7,884円は、前年度からの繰越金で、6款諸収入27万6,462円は、歳計現金の預金利子等でございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出でございます。10ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧下さい。

1款議会費 58万3,785円は、議会運営に要した経費であります。

2款総務費 8,068万7,584円は、主なものとしましては、局長、次長、総務課職員7名分の派遣職員人件費及び、事務局管理運営費等でございます。

11ページをお開き願います。

続きまして、3款民生費6億670万753円は、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金、業務課職員16名分の派遣職員人件費でございます。

11ページ12ページの歳出合計の欄をご覧ください。

補正予算後の予算現額7億2,919万6,000円に対しまして、支出済額は6億8,797万2,122円で、不用額は4,122万3,878円となったものであります。

次に、13ページをお開き願います。

4実質収支に関する調書でございますが、一般会計の実質収支額は4,123万3,000円となります。

以上が、認定第1号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

続きまして、議案書では11ページになります。議案書をご覧ください。

認定第2号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、引き続き別冊の各会計歳入歳出決算書によりご説明いたします。決算書の15ページをお開き願います。こちらは特別会計の歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額 2,427億801万7,000円に対しまして、調定額が2,509億5,000万4,245円で収入済額が2,509億4,327万3,521円となっております。

収入未済額が673万724円ありますが、療養費の不正請求や一部負担金差額に係る返還金であります。

そういたしまして、予算現額と収入済額との比較では、82億3,525万6,521円の増となったものであります。

16ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額 2,427億801万7,000円に対しまして、支出済額は2,393億7,758万1,378円で、不用額が、33億3,043万5,622円となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は115億6,569万2,143円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

それでは17ページをお開き願います。こちらは、特別会計の決算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、18ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧ください。

説明は款毎に説明を加えながら備考欄の内容についてご説明いたします。

1款市町村支出金 364億4,727万8,655円ですが、内訳は、市町村から納付された被保険者の後期高齢者医療保険料や、低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金、療養給付費に係る市町村の定率負担分である療養給付費市町村負担金及び市町村からの健康診査事業負担金などがございます。

2款国庫支出金 871億3,220万6,094円ですが、内訳は療養給付費に係る国の定率負担分である療養給付費国庫負担金、高額医養費に係る高額医療費国庫負担金、また各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する後期高齢者医療災害臨時特例補助金、平成27年度から特別会計で受け入れることとなった低所得者等の保険料軽減に係る高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などとなっております。

3款県支出金 191億528万5,018円ですが、内訳は療養給付費に係る県の定率負担分であります療養給付費県負担金、高額医養費に係る高額医療費県負担金となっております。

次に19ページをお開き願います。

4款支払基金交付金 944億5,671万5,000円は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものです。

5款特別高額医療費共同事業交付金4,947万3,287円は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、各広域連合の財政影響を緩和するために、その費用を全国の広域連合にて共同で負担するもので、各広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から本広域連合に交付されたものでございます。

6款繰入金7億2,620万5,242円は、一般会計からの事務費等繰入金や低所得者等の保険料軽減費用等に充てるため後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入れたものであります。

7款繰越金127億9,293万4,716円は、国からの療養給付費負担金など各種負担金の27年度に精算する償還分を含む繰越金であります。

9款諸収入2億3,317万5,509円は、歳計現金の預金利子、被保険者の交通事故による損害賠償金である第三者納付金、診療報酬の過誤調整金の返納金などとなっております。

そういたしまして、歳入合計は、2,509億4,327万3,521円となったものであります。

次に、21ページをお開き願います。歳出でございます。22ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧いただきたいと思っております。

款毎に備考欄等について説明をおこないたいと考えております。

1款総務費5億8,717万4,338円は、制度運営のための経費であります。主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託料など医療費の適正化等に係る医療費適正化等推進事業、被保険者の健康づくりに資するための後期高齢者医療特別対策事業などであります。

それでは23ページをお開き願います。

2款保険給付費2,302億3,627万6,549円ですが、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約96.2%となっております。

なお、給付費の内訳は、備考に記載の療養の給付費、入院時食事療養費、療養費などとなっております。

それでは25ページをお開き願います。

3款県財政安定化基金拠出金2億3,456万3,000円は、予想を超える保険料の減収や給付費の増大などの財政リスクに対応するため、国、県、広域連合が1/3ずつ拠出して県が基金を設置しているもので、広域連合分の拠出金であります。

4款特別高額医療費共同事業拠出金5,928万9,706円は、1件が400万円を超える高額レセプトに対して交付金を出す共同事業への拠出金であります。

5款保健事業費4億5,650万1,540円は、健康診査事業に要した費用で、被保険者の健康保持、生活習慣病の早期発見のため、市町村に委託して実施しております。

27ページをお開き願います。

7款諸支出金78億377万6,245円は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされていた療養給付費等負担金を精算した償還金等であります。

一番下の歳出合計をご覧ください。

28ページの支出済額にありますとおり、歳出合計は2,393億7,758万1,378円となったものであります。

それでは続きまして、29ページをお開き願います。

7実質収支に関する調書ですが、特別会計の実質収支額は115億6,569万2,000円となっております。

次に、30ページの8財産に関する調書をご覧ください。

一番下、4基金後期高齢者医療制度臨時特例基金は、低所得者等の保険料の特例軽減等の財源となる基金です。平成26年度までは国からの交付金を基金に積み立て、基金から特別会計に繰り出して財源としておりましたが、平成28年3月31日、基金条例の失効をもって特例基金は解散しました。なお、国からの交付金は、交付方法の変更により、平成27年度から特別会計で直接受け入れております。

前年度末現在高は2億4,894万6,000円でしたが、決算年度末現在高は0円となりました。なお、決算年度中増減高には平成26年度出納整理期間中に取り崩した584万6,000円を含んでおります。

次に、資料の31ページからは、平成27年度の「主要な施策の成果等報告書」となっております。

主なものについて、ご説明いたします。

ページは少し飛びますが、45ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどオ 医療費適正化等推進事業でございますが、主な実施内容の（イ）重複・頻回受診者訪問指導につきましては、重複・頻回の基準に該当する対象者を、保健師や看護師が訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったものでございます。

また、下から3行目の（エ）レセプト二次点検につきましては、レセプトの請求内容に誤りがないか一次点検を福島県国民健康保険団体連合会で行っておりますが、さらに内容をチェックするため、二次点検を委託で実施しているもので、二次点検による再審査の申出で過誤請求が認められた金額は、46ページの表にございますとおり、1億7,896万円余となっております。

次に、46ページの（オ）のジェネリック医薬品に関してですが、医療費の適正化を進めるため、効能が同等で値段の安いジェネリック医薬品の利用促進を図っております。具体的取り組みとして、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が500円以上下がると見込まれる対象者へ、その金額をお知らせする差額通知の送付、また、ジェネリック医薬品へ切り替えやすいように、新規加入者にジェネリック医薬品希望カードを送付いたしました。

次に、47ページから48ページにかけてお開き願います。

キ後期高齢者医療特別対策事業でございますが、48ページの成果をご覧いただきたいと思います。

44市町村及び広域連合において健康づくり教室、人間ドック費用助成などの事業を実施しました。また、広域連合では圏域別健康課題の分析結果を被保険者へお知らせするとともに、健康啓発リーフレットを作成し被保険者へ配布いたしました。

次に、53ページをお開き願います。

5款保健事業費であります。被保険者の健康状態の把握及び生活習慣病の早期発見のために、市町村と委託契約を結び健康診査を実施しているものでございます。

53ページの下の方に記載の成果にありますように平成27年度の受診率は23.07%であり、前年度より0.84ポイント上回りました。

以上が、「認定第2号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明であります。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、併せてご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員 松野孝司君。

**監査委員（松野孝司君）** 代表監査委員の松野でございます。

植村監査委員も同意見でございますので、私から平成27年度の決算及び基金運用状況の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の審査意見書5ページをご参照いただきたいと思います。と存じます。

去る平成28年6月27日、植村監査委員とともに平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用状況につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、適正であると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類及び証拠書類と符合しており、適正であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめておりますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

本広域連合においては、今後も、後期高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が予想されることから、引き続き医療費の適正化に努めるとともに、健全な財政運営と高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に取り組んでいただきたくお願ひ申し上げます。

以上、私からの報告といたします。

**議長（野地 久夫君）** ただいまの監査委員の意見をふまえ、「認定第1号」及び「認定第2号」の質疑を行います。質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なしと認めます。

これをもって「認定第1号」及び「認定第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論なさる方ございますか

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は案件ごとに行います。

「認定第1号」は、これを原案どおり認定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、「認定第1号」は、原案どおり認定されました。

**議長（野地 久夫君）** 次に、「認定第2号」は、これを原案どおり認定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、「認定第2号」は、原案どおり認定されました。

#### （11）議案第12号の説明、採決

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第11「議案第12号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（栗山 哲君）** それでは議案書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

内容は、平成27年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,577万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,142万5,000円とするものであります。

議案書の14ページから16ページまでは、一般会計補正予算の事項別明細書の記載となっております。

それでは15ページ、16ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に1,577万1,000円を追加するものであります。

これは、平成27年度の決算でご説明しましたように、28年度への繰越金4,123

万3,000円が確定したことから、28年度当初予算で計上していた繰越金2,546万2,000円との差額1,577万1,000円を追加するものであります。

次に歳出でございますが、4款予備費、1項予備費、1目予備費に、繰越金で追加したのと同額1,577万1,000円を追加するものであります。

そういたしまして、補正後の額でございますが、歳入歳出額とも7億7,142万5,000円とするものでございます。

なお、別冊資料3の「平成28年度補正予算説明資料」は、予算一覧表で、款、項、目等に補正の状況をまとめたものでございます。一般会計の補正予算状況は1ページになります。

以上が、議案第12号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、「議案第12号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なしと認めます。

これをもって「議案第12号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し採決いたします。

「議案第12号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は原案どおり可決されました。

## （12）議案第13号の説明、採決

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第12「議案第13号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（栗山 哲君）** それでは議案書の17ページをお開き願います。

議案第13号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

内容は、平成27年度決算の認定により繰越金が確定いたしましたことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81億9,285万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,477億6,836万3,000円とするものであります。

議案書の20ページから22ページまでは、特別会計補正予算の事項別明細書となっております。

それでは、議案書の21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入ですが、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金であります。28年度への繰越金115億6,569万2,000円が確定いたしましたことから、当初予算で計上していた33億7,283万4,000円との差額81億9,285万8,000円を追加するものであります。

内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に59億676万5,000円を、その他繰越金に22億8,609万3,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出でございますが、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、27年度に概算払いで受けていた療養給付費等の精算に係る国庫等への療養給付費負担金等償還金として59億676万5,000円を追加し、8款予備費、1項予備費、1目予備費に、22億8,609万3,000円を追加するものであります。

そういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも2,477億6,836万3,000円となるものでございます。

なお、別冊資料3の「平成28年度補正予算説明資料」では、特別会計の補正予算状況は2ページから3ページになります。

以上が「議案第13号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明であります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、「議案第13号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なしと認めます。

これをもって「議案第13号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第13号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は原案どおり可決されました。

**(13) 閉会及び閉議の宣告**

**議長(野地 久夫君)** これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ平成28年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時36分)